

**大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託に係る
提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 目的

本募集要項は、大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託に係る委託候補者を選定するにあたり、提案競技の実施方法等必要な事項を定めるものである。

2 契約に付する事項

- (1) 委 託 名 大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 委託内容 大分県地域改善対策奨学金未収金回収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託金額 契約金額は、未収金回収実績金額の30%（消費税を除く）を上限とする。

3 参加資格

提案競技に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者。または同等の資格を有する者。
- (3) 大分県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定により法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）であること又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2の規定による弁護士法人であること。
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) これまでに、同種業務の受託実績があること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 提案競技参加申込日において、債権回収会社にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法第23条に規定する改善命令を受けていないこと。

4 説明会

委託する債権内容の詳細については、下記日程で開催する説明会で説明する。

- (1) 日 時：令和7年7月7日（月） 14：00から
- (2) 開催方法：オンライン開催
- (3) 説明会参加申込

説明会参加希望者は、令和7年7月4日（金）17：00までに「10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」宛てに、E-mailにて説明会参加申込書（様式1）を提出すること。なお、件名は「地域改善対策奨学金未収金回収業務委託説明会への参加について」とし、必ず電話にて到達を確認すること。

5 提案競技参加申込及び参加資格の確認

提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類について（各1部。A4サイズ。（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷すること））

提出書類	①提案競技参加申込書兼誓約書（様式2）
	②会社概要（任意様式。既存資料で以下の項目が網羅されているものでも可） 商号又は名称、代表者職氏名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、業務内容
	③これまでに受注した類似業務の実績を証する書類（写し可）
	④法務大臣の債権管理回収業にかかる許可証の写し（債権回収会社のみ提出）
	大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、以下の書類を併せて提出すること。
	⑤法人の履歴事項全部証明書（交付から3ヶ月以内の原本）
	⑥印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑のもの。交付から3ヶ月以内の原本）
	⑦直近1年間分の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」）の写し
	⑧都道府県税納税証明書（交付から3ヶ月以内の原本。県外法人で大分県に事業所を有する場合は大分県の納税証明書を、有しない場合は本店所在地の都道府県の納税証明書）
	⑨国税納税証明書（交付から3ヶ月以内の原本。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）を提出）

- (2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17：00（必着）

- (3) 提出方法

持参、郵送（※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。）

- (4) 提出先

「１０ 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(５) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式３）を提出すること。

６ 質問の受付及び回答

(１) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（様式４）にて行うものとし、質問書はE-mailで提出し、必ず電話にて到達を確認すること。

なお、件名は「地域改善対策奨学金未収金回収業務委託に関する質問」とすること。

(２) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和７年７月１１日（金）１７：００（必着）

イ 提出先

「１０ 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(３) 回答

随時、質問者に回答し、県ホームページにて公表する。

７ 提案書の提出

(１) 下記の内容を盛り込んだ提案書を作成し、７部を提出期限までに提出すること。

(Ａ４サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。２穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）)

提案書表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (Ａ４版)
業務実施内容	本業務の実施方法を具体的に記載すること。なお、特に次の点を記載すること。 ・本業務における基本方針について ・委託対象債権の具体的な回収方法の提案 ・同種業務の受注実績内容	様式自由 (Ａ４版)
業務執行体制及び個人情報保護体制	次の点を含むこと。 ・回収業務の執行体制について ・未収金回収対策における本県との連絡・相談業務の体制及び具体的実施方法 ・個人情報保護対策及びその責任体制	様式自由 (Ａ４版)
見積書	実績報酬の割合が判別できる式を含めること。 ただし、実績報酬の割合は３０％を上限とする（消費税を除く）。	様式自由 (Ａ４版)

(２) 提案書の提出期限及び提出先

提出方法は郵送又は持参とする。郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

ア 提出期限

令和7年7月25日（金）17：00（必着）

イ 提出先

「10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の提案書の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

- (1) 提案書の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。なお、審査委員会は、令和7年7月31日（木）を予定しているが、詳細については、提案競技参加者（以下「参加者」という。）に対し、別途通知する。
- (2) 参加者は、審査委員会において提案等に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。
- (3) 審査委員会はオンライン開催とする。
- (4) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- (5) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。
- (6) 採点は、提案に係るプレゼンテーションと質疑応答から、審査基準に基づき行う。最も高い得点（審査委員の採点の合計）を得た提案者を最優秀提案者として、また、2番目に高い得点を得た提案者を次点提案者として選定する。なお、最高得点を得た者が複数いる場合には、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により最優秀提案者と次点提案者を選定する。
- (7) 審査に当たって、合計得点が配点合計の6割に満たない場合は選定外とする。
- (8) 審査結果は、令和7年8月5日（火）を目処に審査委員会に参加した全ての参加者に対して文書により通知する。
- (9) 最優秀提案者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点提案者を委託候補者とする。なお、9その他（1）の失格事項に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (10) 参加者が5者を超える場合は、審査基準に準じて事務局（教育財務課）による予備審査（書類審査）を実施し、審査委員会への参加を5者に絞ることができるものとする。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対し、E-mail または FAX にて通知する。なお、予備審査の審査結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさないものとする。

9 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 提案競技参加申込書兼誓約書及び提案書等に虚偽の記入をした者

イ 参加資格に不備がありながら、参加申込書及び提案書等を提出した者

ウ 審査委員又は関係者と本件の審査結果等について、自らに有利となるよう働きかける等の行為をした者

エ 実績報酬の割合の上限を超える金額で見積書を提出した者

オ その他、審査委員会が不適格と認める者

- (2) 本提案競技に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。なお、提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (4) 提出された提案書の著作権について、採用された提案書の著作権のみ県に帰属する。
- (5) 契約に当たっては、提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (6) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに個人情報保護法、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁 教育財務課 就学支援班

TEL : 097-506-5423 FAX : 097-506-1792

E-mail : a31120@pref.oita.lg.jp